

議案第 1 1 0 号

関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 4 年 9 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

取扱品目に花きを追加するため、この条例を定めようとする。

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

関市公設地方卸売市場業務条例（平成元年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「除く。）」の次に「を主たる取扱品目とし、花きを従たる取扱品目」を加える。

第26条第1項第1号中「をいう。）」の次に「及び花き」を加える。

第43条第1号中「加工品」の次に「並びに花き」を加える。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。